



ライオンズクラブ国際協会

標準版地区

会則及び付則

*2016～2017年度*

LA 4. JA

\*2016年7月1日発効

# ライオンズクラブ国際協会

## 目的

ライオンズクラブという奉仕クラブを結成し、認証状を交付し、監督する。

各ライオンズクラブの事業を統制し、運営を標準化する。

世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。

よい施政とよい公民の原則を高揚する。

地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。

友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和を図る。

一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。

奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

## ビジョン声明文

地域社会と人道奉仕におけるグローバルリーダーを目指す。

## 使命声明文

ライオンズクラブを通じて、ボランティアに社会奉仕の手段を与え、人道的ニーズを満たし、平和と国際理解を育む。

## 標準版地区会則

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第1条 - 名称               | 8  |
| 第2条 - 目的               | 8  |
| 第3条 - メンバー             | 8  |
| 第4条 - 紋章、色、スローガン及びモットー |    |
| 第1項 - 紋章               | 8  |
| 第2項 - 名称及び紋章の使用        | 9  |
| 第3項 - 色                | 9  |
| 第4項 - スローガン            | 9  |
| 第5項 - モットー             | 9  |
| 第5条 - 優越性              |    |
| 第6条 - 役員及び地区キャビネット     |    |
| 第1項 - 役員               | 9  |
| 第2項 - 地区キャビネット         | 10 |
| 第3項 - 地区キャビネットの選挙／任命   | 10 |
| 第4項 - 解任               | 10 |
| 第7条 - 地区大会             |    |
| 第1項 - 開催日時及び場所         | 10 |
| 第2項 - クラブ代議員の算出方法      | 10 |
| 第3項 - 定足数              | 11 |
| 第4項 - 特別大会             | 11 |
| 第8条 - 地区紛争処理手順         |    |
| 第A項 - 処理手順の対象となる紛争     | 11 |
| 第B項 - 紛争処理の要請及び手数料     | 12 |
| 第C項 - 申し立てへの返答         | 12 |
| 第D項 - 守秘義務             | 13 |
| 第E項 - 調停者の選出           | 13 |
| 第F項 - 調停会議及び調停者による裁定   | 13 |
| 第9条 - 改正               |    |
| 第1項 - 改正手順             | 14 |
| 第2項 - 自動更新             | 14 |
| 第3項 - 通知               | 14 |
| 第4項 - 発効日              | 14 |

## 付則

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| <b>第1条 - 第二副会長及び国際理事候補の指名及び推薦</b>    |    |
| 第1項 - 推薦手順.....                      | 15 |
| 第2項 - 指名.....                        | 15 |
| 第3項 - 支持演説.....                      | 15 |
| 第4項 - 投票.....                        | 15 |
| 第5項 - 推薦証明.....                      | 15 |
| 第6項 - 有効性.....                       | 16 |
| <b>第2条 - 地区の指名、選挙及び任命</b>            |    |
| 第1項 - 指名委員会.....                     | 16 |
| 第2項 - 地区ガバナー選挙手順.....                | 16 |
| 第3項 - 第一及び第二副地区ガバナー選挙手順.....         | 16 |
| 第4項 - 投票.....                        | 16 |
| 第5項 - 地区ガバナー空席.....                  | 17 |
| 第6項 - 第一及び第二副地区ガバナー並びにその他の役職の空席..... | 17 |
| 第7項 - リジョン／ゾーン・チェアパーソンの資格.....       | 18 |
| 第8項 - リジョン／ゾーン・チェアパーソンの任命／選出.....    | 18 |
| 第9項 - リジョン／ゾーン・チェアパーソンの空席.....       | 18 |
| <b>第3条 - 地区役員／キャビネットの任務</b>          |    |
| 第1項 - 地区ガバナー.....                    | 18 |
| 第2項 - 第一副地区ガバナー.....                 | 19 |
| 第3項 - 第二副地区ガバナー.....                 | 20 |
| 第4項 - キャビネット幹事 - 会計.....             | 21 |
| 第5項 - リジョン・チェアパーソン.....              | 22 |
| 第6項 - ゾーン・チェアパーソン.....               | 22 |
| 第7項 - 地区ガバナー・キャビネット.....             | 23 |
| 第8項 - 守衛官.....                       | 24 |
| <b>第4条 - 地区委員会</b>                   |    |
| 第1項 - 地区ガバナー諮問委員会.....               | 24 |
| 第2項 - 地区ガバナー名誉委員会.....               | 24 |
| 第3項 - 地区キャビネットの委員会.....              | 24 |
| <b>第5条 - 会議</b>                      |    |
| 第1項 - 地区キャビネット会議.....                | 24 |
| 第2項 - 代替会議形式.....                    | 25 |
| 第3項 - 郵便による業務処理.....                 | 25 |
| 第4項 - リジョン及びゾーン.....                 | 25 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| <b>第6項 - 地区大会</b>                   |    |
| 第1項 - 大会開催地の選択.....                 | 25 |
| 第2項 - 公式通達.....                     | 26 |
| 第3項 - 開催地の変更.....                   | 26 |
| 第4項 - 役員.....                       | 26 |
| 第5項 - 守衛官.....                      | 26 |
| 第6項 - 公式報告.....                     | 26 |
| 第7項 - 資格証明委員会.....                  | 26 |
| 第8項 - 大会議事次第.....                   | 27 |
| 第9項 - 各種地区大会委員会.....                | 27 |
| <br>                                |    |
| <b>第7条 - 大会資金</b>                   |    |
| 第1項 - 大会費.....                      | 27 |
| 第2項 - 残った資金.....                    | 27 |
| 第3項 - 代金の徴収.....                    | 27 |
| <br>                                |    |
| <b>第8条 - 地区運営資金</b>                 |    |
| 第1項 - 地区収入.....                     | 28 |
| 第2項 - 残った資金.....                    | 28 |
| <br>                                |    |
| <b>第9条 - その他</b>                    |    |
| 第1項 - 地区ガバナー経費 - 国際大会.....          | 28 |
| 第2項 - 財政上の債務.....                   | 28 |
| 第3項 - キャビネット幹事 - 会計保証金.....         | 28 |
| 第4項 - 帳簿の会計監査又は検査.....              | 29 |
| 第5項 - 報酬.....                       | 29 |
| 第6項 - 会計年度.....                     | 29 |
| 第7項 - 議事規則.....                     | 29 |
| <br>                                |    |
| <b>第9条 - 改正</b>                     |    |
| 第1項 - 改正手順.....                     | 29 |
| 第2項 - 自動更新.....                     | 29 |
| 第3項 - 通知.....                       | 29 |
| 第4項 - 発効日.....                      | 29 |
| <br>                                |    |
| <b>別紙 A - 開催手順</b>                  |    |
| 地区大会.....                           | 30 |
| <br>                                |    |
| <b>別紙 B - 開催手順</b>                  |    |
| 地区ガバナーとして任命されるライオンを推薦するための特別会議..... | 33 |

|  |    |
|--|----|
| <b>別紙 C - 開催手順</b>                             |    |
| 第一又は第二副地区ガバナーとして任命されるライオンを推薦するための特別会議<br>..... | 35 |
| <br>   |    |
| <b>別紙 D - 指名委員会チェックリスト</b>                     |    |
| 地区ガバナー候補者 .....                                | 37 |
| <br>   |    |
| <b>別紙 E - 指名委員会チェックリスト</b>                     |    |
| 第一副地区ガバナー候補者 .....                             | 39 |
| <br>   |    |
| <b>別紙 E - 指名委員会チェックリスト</b>                     |    |
| 第二副地区ガバナー候補者 .....                             | 41 |
| <br>   |    |
| <b>別紙 G - 標準投票用紙</b>                           |    |
| 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー .....               | 42 |



### 黄色になっている箇所

国際会則及び付則、並びに理事会方針に従い、  
変更してはならない条項

### 灰色になっている箇所

規定と注釈が変更された箇所

### 着色されていない箇所

変更してもよい箇所

## 第1条 名称

本組織の名称を〇〇地区とする。これ以降、「地区」とする。

## 第2条 目的

本地区の目的は、次の通りである。

- (a) ライオンズクラブ国際協会の目的を本地区内で推進するため、運営機構を設ける。
- (b) 世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。
- (c) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
- (d) 地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。
- (e) 友情、親善、相互理解のきずなによって会員間の融和をはかる。
- (f) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
- (g) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

## 第3条 メンバー

本組織のメンバーは、ライオンズクラブ国際協会から結成の認証を受けた本地区内すべてのライオンズクラブとする。

本地区の境界線は次の通りとする。

---

---

## 第4条 紋章、色、スローガン及びモットー

第1項。紋章。本協会及び正クラブの紋章は、下記の通りである。





第2項。名称及び紋章の使用。協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。

第3項。色。本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色である。

第4項。スローガン。本協会のスローガンは、「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety（自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる）」である。

第5項。モットー。本クラブのモットーは、「We Serve（われわれは奉仕する）」である。

## 第5条 優越性

複合地区および国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針と抵触せずに地区がそれを改正した場合を除き、地区は標準版地区会則及び付則に準拠するものとする。地区の会則及び付則と複合地区の会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存在する場合はいかなる場合も当該複合地区会則に準拠するものとする。地区会則及び付則と国際会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存在する場合には国際会則及び付則に準拠するものとする。

## 第6条 役員及び地区キャビネット

第1項。役員。本地区の役員は、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン（地区ガバナー任期中に活用される場合）、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計又はキャビネット幹事及びキャビネット会計である。かかる各役員は、本地区におけるグッドスタンディングのライオンズクラブのグッドスタンディングの会員でなければならない。<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 本項に記載されている役員は、地区キャビネットに必要とされる最小限の役員である。地区がこれ以外に役員を加える場合には、本項を改正することによってこれを行うことができる。

第2項。地区キャビネット。地区は、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン（地区ガバナー任期中に活用される場合）、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計又はキャビネット幹事及びキャビネット会計、並びに本会則及び付則の改正手順に従って改正されたキャビネット構成員選任の規定に含まれるその他のクラブ会員から成る地区キャビネットを構成する。<sup>2</sup>

第3項。地区キャビネットの選挙/任命。地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナーは、地区の年次大会において選出される。キャビネット幹事兼会計、又はキャビネット幹事及びキャビネット会計各1名、地区内のリジョンごとに1名のリジョン・チェアパーソン（地区ガバナー任期中に活用される場合）、ゾーンごとに1名のゾーン・チェアパーソン、守衛官、並びに地区キャビネットに含まれるその他のクラブ会員は、ガバナー就任時までに、地区ガバナーが任命、または地区が選出する。

第4項。解任。地区ガバナー<sup>3</sup>、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーを除く地区キャビネット構成員は、正当な理由<sup>4</sup>があれば、地区キャビネット全構成員の3分の2以上の賛成票によって解任できる。

## 第7条 地区大会

第1項。開催日時及び場所。地区の年次大会は、毎年国際大会の少なくとも30日前までに終了するように、前年の地区年次大会の代議員によって定められた場所において、地区ガバナーが定める日時に開催される。その地区が所属する複合地区の年次大会に出席し、大会登録をした代議員の会合を、その地区の年次大会とみなすことができる。<sup>5</sup>

第2項。クラブ代議員の算出方法。ライオンズクラブ国際協会及び地区（単一又は準及び複合）においてグッドスタンディングである各正クラブは、大会が開催される月の前月1日付の国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10名

<sup>2</sup> 本項に記載されているキャビネット構成員は、必要とされる最小限のキャビネット構成員である。地区がこれ以外にキャビネット構成員を加える場合には、本項を改正することによってこれを行うことができる。

<sup>3</sup> 地区ガバナーは、国際会則第5条第9項により、国際理事会全構成員の3分の2の賛成票によって解任できる。

<sup>4</sup> ロバート議事規則最新版に従って地区キャビネットが決定する理由を正当な理由とみなすことができる。

<sup>5</sup> 地区会則及び付則改正により別の制約がない限り、地区の地理的領域外で地区大会を開催することへの制約はない。

ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠代議員1人を地区（単一又は準及び複合）の年次大会に出席させる権利を有する。本項にある過半の端数とは、5人以上の会員数である。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を投ずる権利を持つ。ほかに別の規定がない限り、いかなる議題についても、投票した代議員の過半数の賛成投票が大会の決議となる。有資格の代議員はすべて、本地区におけるグッドスタンディングのクラブに所属するグッドスタンディングの会員でなければならない。<sup>6</sup> クラブは、それぞれの大会の議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時の15日前締切り時まで滞納金を支払って、グッドスタンディングになることができる。<sup>7</sup>

第3項。定足数。大会のいかなる会合においても、大会登録をした代議員の過半数の出席を定足数とする。

第4項。特別大会。地区キャビネットの3分の2の投票により、地区を構成するクラブの特別大会を、地区キャビネットが決定する日時及び場所で招集することができる。ただし、かかる特別大会は遅くとも国際大会開催日の30日前までに終了していなければならず、そのような特別大会は地区ガバナー、第一副地区ガバナー、あるいは第二副地区ガバナーの選挙を行うために開かれてはならない。特別大会の開催日時、場所、目的が記載された書面による通知は、地区キャビネット幹事によって、かかる特別大会開催日の遅くとも30日までに地区内の各クラブに対して行われなければならない。

## 第8条 地区紛争処理手順

### A. 処理手順の対象となる紛争

会員であることに関して、クラブ境界線、地区（単一又は準）会則及び付則又は地区キャビネット（単一又は準）によりその時々採択されるすべての方針や手順の解釈、違反、適用に関して、あるいは他の方法で満足はいく解決ができないその他すべてのライオンズ地区（単一又は準）内の問題に関して、地区（単一又は準）内のクラブ間、又は地区（単一又は準）内のクラブと地区行政との間で生じる紛争についてはすべて、以下の紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があ

<sup>6</sup> 会員が有資格の代議員となるためには、クラブに1年と1日在籍している必要はない。

<sup>7</sup> 地区はこの規定を改正することにより、クラブに割り当てられる代議員数とは別に、元地区ガバナーが投票できるようにすることができる。国際付則第9条3項に従って、「...さらに各地区（単一、準、複合）は、それぞれの地区会則及び付則に規定を明記することにより、上記クラブ代議員割当て数とは別に、地区内クラブに所属する各元地区ガバナーに代議員としての資格を与えることができる」。

ることが明らかになった場合には、地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー、調停者、あるいは国際理事会（もしくは同理事会の任命する者）が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

## B. 紛争処理の要請及び手数料

国際協会内でグッドスタンディングにあるいずれのライオンズクラブ（“抗議申立人”）も、文書により地区ガバナーに対して、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナーに対して本手順に基づく紛争処理を要請（“抗議申し立て”）することができる。その際、写しを法律部に提出する。抗議申し立ては、かかる要請の根拠となる事態の発生を抗議申立人が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から30日以内に提出されなければならない。抗議申立人は、かかる抗議申し立てがクラブの全会員の過半数により採択されたものである旨を証明する、クラブ幹事の署名入り議事録を提出しなければならない。抗議申し立て文書の写しは被申立人にも送られなければならない。

本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議申立人により地区（単一又は準）に支払われるUS\$750.00の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で地区ガバナー宛に、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー宛に納められなければならない。抗議申し立てが調停者による最終裁定を前に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US\$100.00が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、US\$325.00が抗議申立人に返還されると共に、US\$325.00が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。選出された調停者が抗議申し立てを認め、その内容が支持された場合には、US\$100.00が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、US\$650.00が抗議者に返還される。選出された調停者が何らかの理由により抗議申し立てを認めなかった場合には、US\$100.00が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、US\$650.00が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議申し立てが本手順で定められた期限内に和解、撤回、支持あるいは却下されなかった場合（正当な理由の下に期限が延長された場合を除く）には、自動的に手数料の全額が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。本紛争処理手順に関連して発生する費用は、地区（単一又は準）の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて地区（単一又は準）の負担となる。

## C. 申し立てへの返答

申し立ての通知を受けてから10日以内に、被申立人は申し立てられた抗議に対し地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナーに書面に

て返答を行うことができる。その際に写しを法律部に送る。返答文書の写しは抗議申立人にも送られなければならない。

#### D. 守秘義務

ひとたび正式に抗議申し立てが行われたら、抗議申立人、被申立人、地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー、調停人の間のやり取りの内容は最大限可能な限り極秘扱いとされなければならない。

#### E. 調停者の選出

抗議申し立て後15日以内に、各当事者は各々中立の調停者を1人選出し、選出された調停者は全員で、議長を務める中立の調停者を1人選出する。選出された調停者全員による調停者兼議長の選出に係わる決定は最終であり、拘束力を伴うものとする。選出された各調停者は、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であるライオンズ指導者（できれば元地区ガバナー）であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である者とする。当該選出手続きが完了した時点で、調停者は任命されたとみなされ、本手順に従って紛争を処理又は裁定するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

選出された調停者のあいだで調停者兼議長の選出について前述の期間以内に同意に達しない場合には、選出された調停者は全員、行政上の理由により辞任したものと自動的に見なされるものとし、各当事者は新たに調停者（“選出された調停者から成る第二のチーム”）を選出し、新たに選出された調停者が全員で、前述の選出手続きと要件に従い、中立の調停者兼議長を1人選出しなければならない。選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている地区（単一又は準）からの調停者兼議長の選出について同意に達しない場合には、選出された調停者は、紛争が生じている地区（単一又は準）外のグッドスタンディング・クラブの会員1人を中立の調停者兼議長として選出することができる。万一、選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている地区（単一又は準）の内外から調停者兼議長を選出することについて同意に達しない場合には、紛争が生じている地区（単一又は準）、又は周辺の地区（単一又は準）のうち最も近い地区のいずれかにおいて、最も近年に国際理事会での職務を果たした元国際理事が調停者兼議長に任命されるものとする。本E項において規定されている期限は、地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー、あるいは調停者が短縮もしくは延長することはできない。

#### F. 調停会議及び調停者による裁定

調停者は選任された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議の開催を手配する。当該会議は調停者の選任後30日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。かかる調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から30日以内に文書によって裁定を行わなければならない、かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。裁定を記載する文書には、異議を唱える調停者がいる場合にはそれを正しく明記した上で、調停者全員が署名し、その写しが当事者全員及び地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナーのほか、ライオンズクラブ国際協会の法律部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならない、国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会又はその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。

調停者による最終的かつ拘束力を有する裁定に従わないことはライオンとしてふさわしくない行為であり、会員籍の喪失及び/又はクラブのチャーター取消しとなることがある。

## 第9条 改正

第1項。改正手順。地区大会において、地区大会の会則及び付則委員会の改正案が投票者の3分の2の賛成投票を得た場合にのみ、本会則は改正される。

第2項。自動更新。国際大会において国際会則及び付則の改正が可決され、本地区会則及び付則に影響を及ぼすものがある場合には、大会閉会時に本地区会則及び付則は自動的に更新される。

第3項。通知。年次大会開会日の30日前までに改正案が普通の郵便あるいは電子的手段により各クラブに対し発表され、それが投票に付される旨の通知が行われなければ、改正案は提出されず、投票も行われぬ。

第4項。発効日。改正案に特に条件が付いていない限り、改正は、それが採択された大会の閉会時から有効となる。

## 付則

### 第1条 第二副会長 及び

#### 国際理事候補の指名及び推薦

第1項。 **推薦手順**。国際会則及び付則の規定に従い、地区大会において国際理事又は第二副会長候補として推薦を求めるライオンズクラブ会員は、下記を行わなければならない。

- (a) 推薦が票決される地区大会の30日前までに、推薦を求める旨の文書を、地区ガバナー並びに、複合地区内の準地区の場合は複合地区協議会幹事兼会計宛てに郵送又は持参する。
- (b) 候補者の資格に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を、この文書に添えて提出する。

第2項。 **指名**。地区ガバナーは、各立候補者の届け出を、直ちに大会の指名委員会に送る。同委員会はこれを考察し、国際会則及び付則に従い、必要に応じて資格に関する追加の証拠を候補者から入手し、国際会則及び付則の条件を満たしている者を、それぞれの大会で候補者として指名する。

第3項。 **支持演説**。各候補者のためには、3分以内の支持演説が1回許可される。

第4項。 **投票**。推薦に関する投票は、投票用紙を用いて無記名で行う。ただし、候補者が1人だけ指名された場合は、発声投票を行うことができる。過半数の票を得た者が、その地区及び大会の候補者として推薦された（選ばれた）ものとみなされる。同点得票者が出た場合、あるいは必要な過半数得票者を1人出すことができなかつた場合には、1人が過半数の票を獲得するまで、投票を繰り返す。

第5項。 **推薦証明**。それぞれの大会の推薦証明書は、国際会則及び付則の規定に従って、指定された地区役員が、国際本部（並びに、この地区が複合地区に属する準地区の場合には複合地区協議会）に、文書にて送る。

第6項。有効性。本地区内ライオンズクラブのいかなる候補者の地区推薦も、本条項の規定に沿っていない限り、無効となる。

## 第2条 地区推薦、選挙及び任命

第1項。指名委員会。各地区ガバナーは、5人以下3人以上で5人以下の構成員から成る指名委員会を任命し、準地区大会の少なくとも60日前までにその旨を文書で各委員に通知しなければならない。委員は地区内の異なるグッドスタンディング・クラブのグッドスタンディングの会員とし、任命された時任命を受けている期間中は、選挙または任命のいずれの方法で役職に就いたかにかかわらず、地区キャビネット又は国際協会のいかなる役員であってもならない。

第2項。地区ガバナー選挙手順。地区内の有資格クラブ会員で地区ガバナーに立候補する者は、指名委員会が大会で報告する前日までに、立候補の意図を文書で指名委員会に知らせ、候補者に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を出す。指名委員会は、資格が証明されたすべての候補者を地区大会で指名する。<sup>8</sup> 立候補する者がいないか、あるいは立候補した者がいても有資格と認められなかった場合にのみ、会場の席から候補者を指名推薦することができる。候補者のためには、5分以内の推薦演説1回と、3分以内の支持演説1回が許される。

第3項。第一及び第二副地区ガバナー選挙手順。地区内のクラブ会員で第一又は第二副地区ガバナーに立候補する者は、指名委員会が大会で報告する前日までに、立候補の意図を文書で指名委員会に知らせ、候補者に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を出す。指名委員会は、資格が証明されたすべての候補者を地区大会で指名する。<sup>9</sup> 立候補する者がいないか、あるいは立候補した者がいても有資格と認められなかった場合にのみ、会場の席から候補者を指名推薦することができる。各候補者のためには、5分以内の推薦演説1回と、3分以内の支持演説1回が許される。

第4項。投票。選挙は、投票用紙を用いて無記名で行わなければならない。候補者が1人又は複数いる場合であっても、当選者としてみなされるためには、候補者は、出席して投票した代議員の過半数の票を獲得しなければならない。このような選挙における過半数とは、白紙及び棄権票を除く有効投票総数の2分の1を超える数を意味する。最初の投票及びそれ以降の投票において、いずれの候補者も過半数の票を獲得しなかった場合に

<sup>8</sup> 地区ガバナーに関する指名委員会チェックリストを参照（別紙B参照）

<sup>9</sup> 地区ガバナーに関する指名委員会チェックリストを参照する（別紙E及び別紙F参照）。



は、最低票数を得た候補者または同数で最低票数を得た複数の候補者を落選とし、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票を繰り返す。いずれの投票でも同点の場合、1人が当選するまで投票を継続する。<sup>10</sup>

第5項。地区ガバナー空席。地区ガバナー職が空席となった場合には国際会則及び付則の規定に従って空席を補充する。その場合、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及びキャビネット会計（又はキャビネット幹事兼会計）、並びに地区ガバナー名誉委員会構成員その地区に所属する元地区ガバナー、元国際理事、並びに元国際会長は、前地区ガバナーが定める日時及び場所で会議を開き、国際理事会に推薦する後任者を選ぶ。<sup>11</sup>

地区ガバナー職の空席を補充するために選ばれるライオンは：

- (a) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) 地区ガバナー就任の時点で、
  - (i) ライオンズクラブの役員として全期又は過半の期間、かつ
  - (ii) 地区キャビネットの構成員として2年間又はその過半の期間を務めた者でなければならない。
  - (iii) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

第一副地区ガバナーはその職を全期務め終え、地区ガバナー職の空席補充者には有資格の他のライオンを考慮することが奨励される。

第6項。第一及び第二副地区ガバナー並びにその他の役職の空席。地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー職の空席を除く、いかなる役職に空席が生じた場合にも、その役職の残る任期の後任者は、地区ガバナーが任命する。第一又は第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、国際会則及び付則に沿った現存のキャビネット構成員並びに地区内の正ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際役員全員の会議を、地区ガバナーが召集する。残る任期の第一又は第二副地区ガバナーとして有資格のクラブ会員を任命することが、この会議出席者の義務である。空席を埋めるに当たり、この会議に出席するよう案内状を出すのは、地区ガバナー、あるいは地区ガバナーにその任務遂行が不可能な場合には、それが可能な最も近年の元地区ガバナーの義務であり、会議の議長を務めるのも同ガバナーの責任である。議長は、会議の結果を7日以内に国

<sup>10</sup> 地区ガバナー、副地区ガバナー、及び第二副地区ガバナー選挙用に推奨される投票用紙が本章の別紙Gに掲載されている。

<sup>11</sup> 別紙B参照。

際本部に報告すると共に、会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員には、選びたいライオンに対して1票を投ずる権利が与えられる。

第一又は第二副地区ガバナー職の空席を補充するために選ばれるライオンは：

- (a) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) 第一又は第二副地区ガバナー就任の時点で、
  - (i) ライオンズクラブの役員として全期又は過半の期間、かつ
  - (ii) 地区キャビネットの構成員として全期又は過半の期間を務めた者でなければならない。
  - (iii) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

第7項。リジョン／ゾーン・チェアパーソンの資格。リジョン・チェアパーソン及びゾーン・チェアパーソンは、下記条件を満たさなければならない。

- (a) それぞれのリジョン又はゾーンのグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) リジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンに就任するまでに、ライオンズクラブ会長の任期を満了するか、過半期務め、ライオンズクラブ理事会メンバーを更に2年以上務めた。<sup>12</sup>

第8項。リジョン／ゾーン・チェアパーソンの任命／選出。地区ガバナーは、就任する時まで、地区内のリジョンごとにリジョン・チェアパーソン（地区ガバナー任期中に活用される場合）を1人、ゾーンごとにゾーン・チェアパーソンを1人任命する。

第9項。リジョン／ゾーン・チェアパーソンの空席。リジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンがそれぞれのリジョン又はゾーン内のクラブ会員でなくなった場合には、その任期は停止され、地区ガバナーは後任者を任命する。ただし、地区ガバナーは自らの裁量で、残る任期の間リジョン・チェアパーソン職を用いないことにしてもよい。

### 第3条 地区役員／キャビネットの任務

第1項。地区ガバナー。国際理事会の全般的監督のもとに本地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、第一及び第二副地区ガバナー、

<sup>12</sup> 地区は資格要件に変更を加え、本項に記述されているものよりも要件を増やす、または減らすことができる。

リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計、その他本地区会則及び付則に定められるキャビネット構成員を直接監督する。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 会員増強及び新クラブ結成を監督し、推進する。
- (b) クラブ及び地区のレベルにおける指導力育成を監督し、推進する。
- (c) ライオンズクラブ国際財団、及び協会のすべての奉仕活動を推進する。
- (d) キャビネット会議、大会その他の地区会議で議長を務める。地区ガバナーが議長を務められない場合には、その期間中、第一又は第二副地区ガバナーが議長を務めるものとし、それが不可能な場合には、出席している会員によって選ばれた地区役員が、議長を務める。
- (e) クラブ間の協調を図る。
- (f) 本地区会則に従って、キャビネット役員及び地区の委員を指導監督する。
- (g) 地区内のライオンズクラブの運営が円滑に行われるよう、各クラブが年に1度地区ガバナーもしくは他の地区役員による訪問を受けると共に、クラブを訪問した役員が各訪問毎に訪問報告書を国際本部に提出することを確実にする。
- (h) 地区大会あるいは複合地区大会における地区年次会議で、現会計年度の詳しい収支報告書を提出する。
- (i) 任期終了の際には、地区の一般及び/又は財務関連の記録並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。
- (j) 協会の名称及び紋章の使用違反をすべてライオンズクラブ国際協会に報告する。
- (k) 「地区ガバナー必携」その他を通して国際理事会が要求する任務を遂行する。

第2項。 **第一副地区ガバナー**。第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役及び代理を務める。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- a. 協会の目的を推進する。
- b. 地区ガバナーから割り当てられる運営任務を果たす。
- c. 国際理事会から要求されるその他の任務を果たす。
- d. キャビネット会議に出席し、地区ガバナーが不在の際には会議の議長を務めると共に、必要に応じて協議会会議に出席する。
- e. 地区内クラブの強みと弱みの評価、存在する弱体クラブや弱体化の可能性のあるクラブの見極め、そしてそのようなクラブの強化に向けた計画の策定において、地区ガバナーに助力する。
- f. 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。
- g. 地区のグローバル会員増強チーム(GMT)と地区ガバナー・チームの間の連絡係を務め、地区ガバナー、第二副地区ガバナー、他のグローバル会員増強チー

ムメンバーと共に地区グローバル会員増強チームの一員として積極的に地区全体の会員増強計画を策定・実施する。

- h. 地区ガバナー、第二副地区ガバナー、およびグローバル指導力育成チームと協力し、地区全体の指導力育成計画を策定及び実施する。
- i. 地区大会委員会と連携し、年次地区大会の計画および開催において同委員会に助力すると共に、地区内の他の行事の企画及び推進において地区ガバナーに協力する。
- j. 地区ガバナーの要請に従って、他の地区委員会を監督する。
- k. 地区予算作成を含む、翌年度の計画策定に参加する。
- l. 地区ガバナーの任務について精通し、万一地区ガバナー職に空席が生じた場合には本付則および国際理事会により採用された手続きに従って空席が補充されるまで、地区ガバナー代理として同役職の任務および責任を引き受ける準備が十分整っているようにする。

第3項。第二副地区ガバナー。第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区の運営補佐役および地区ガバナーの代理を務める。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- (a) 協会の目的を推進する。
- (b) 地区ガバナーから割り当てられる運営任務を果たす。
- (c) 国際理事会から要求されるその他の任務を果たす。
- (d) キャビネット会議に出席し、地区ガバナーが不在の際には会議の議長を務めると共に、必要に応じて協議会会議に出席する。
- (e) 地区内クラブの状態を把握し、月例クラブ口座一覧表を確認し、地区に存在する弱体クラブやその可能性のあるクラブの識別および強化において地区ガバナーと第一副地区ガバナーに助力する。
- (f) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。
- (g) 年次地区大会の計画および開催において地区ガバナーおよび第一副地区ガバナーに助力する。
- (h) 地区のグローバル指導力育成チーム(GLT)と地区ガバナー・チームとの間の連絡係を務め、地区ガバナー、第一副地区ガバナー、他のグローバル指導力育成チームメンバーと共に地区グローバル指導力育成チームの一員として積極的に地区全体の指導力育成計画を策定・実施する。
- (i) 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、およびグローバル会員増強チームと協力し、地区全体の会員増強計画を策定及び実施する。
- (j) 地区LCIFコーディネーターと連携し、LCIFに関する情報や資料の定期的な配布を通じてLCIFに対する理解と支援を高めることにより年間の目標を達成できるよう、同委員会に助力する。

- (k) 地区情報テクノロジー委員会と連携し、情報入手、報告書提出、クラブ用品購入等を目的としたクラブ及び会員による協会のウェブサイト及びインターネットの活用を促進するにあたり、同委員会を支援する。
- (l) 地区ガバナーの要請に従って、他の地区委員会を監督する。
- (m) 地区予算を含む、翌年度の計画策定において地区ガバナー、第一副地区ガバナー、ならびにキャビネットに助力する。
- (n) 地区ガバナーの任務について精通し、万一地区ガバナー及び第一副地区ガバナーの役職に空席が生じた場合には本付則及び国際理事会により採用された手続きに従って空席が補充されるまで、地区ガバナー代理又は副地区ガバナー代理として当該役職の任務及び責任を引き受ける準備が十分整っているようにする。

第4項。キャビネット幹事兼会計。地区ガバナーの指導監督のもとに、任務を果たす。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 協会の目的を推進する。
- (b) 役職に伴って課せられる任務を遂行する。これには下記が含まれるが、これに限られるものではない。
  - 1) キャビネット全会議の正確な議事記録をとり、会議終了後5日以内に、その写しを各キャビネット構成員及び国際協会本部に送る。
  - 2) 準地区大会の議事録を作成し、その写しをライオンズクラブ国際協会、地区ガバナー、準地区内各クラブの幹事に送る。
  - 3) 地区ガバナー又はキャビネットの要求に従って、キャビネットに報告をする。
  - 4) 準地区内の会員及びクラブに課せられるすべての会費を徴収し、地区ガバナーが定める銀行にこれを預金し、更に地区ガバナーの指示に基づいて支払いをする。
  - 5) 準地区内で徴収した複合地区会費があれば、これを複合地区協議会幹事・会計に送金し、領収書を確保する。
  - 6) 正確な会計帳簿その他の記録、並びにキャビネット会議及び準地区会合の議事録を作成及び保管し、適切な目的のため、妥当な日時に、地区ガバナー、キャビネット構成員、クラブ会員（又はその正当な代理人）の検査を許す。地区ガバナー又はキャビネットの指示に従って、必要な帳簿及び記録を、地区ガバナーが任命した監査委員に提出する。
  - 7) 地区ガバナーの要求があれば、忠実な職務遂行を保証するために、指定額の保証金を積む。
  - 8) 任期終了の際には、地区の一般及び/又は財務関連の記録並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。
- (c) 国際理事会の指示により要求されるその他の任務を遂行する。

- (d) キャビネット幹事とキャビネット会計の職が別々に設けられている場合には、その役職の本質に従って、(b)に記載されている任務がそれぞれの役員に割り当てられるものとする。

第5項。リジョン・チェアパーソン（この役職が地区ガバナー任期中に活用される場合）。リジョン・チェアパーソンは、地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 協会の目的を推進する。
- (b) リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーがリジョン・チェアパーソンに割り当てる地区委員長の活動を監督する。
- (c) 地区GMTコーディネーターと連携し、新クラブ結成及び弱体クラブ強化において積極的役割を果たす。
- (d) 任期中に少なくとも1回ずつ、リジョン内各クラブの例会に出席し、地区ガバナー並びに地区GMTコーディネーター及び地区GLTコーディネーターにその報告をする。
- (e) 任期中に少なくとも1回ずつ、リジョン内各クラブの理事会定例会議に出席し、地区ガバナー並びに地区GMTコーディネーター及び地区GLTコーディネーターにその報告をする。
- (f) リジョン内のすべてのクラブがそれぞれ正式に採用したクラブ会則及び付則に従って運営されるよう、努力する。
- (g) ゾーン内のクラブにクラブ向上プロセス（CEP）を推進し、ゾーンでのプログラム実施に向けて地区GMTコーディネーター、地区GLTコーディネーター、及び地区ガバナー・チームと協力する。
- (h) 地区GLTコーディネーターと連携し、ゾーン、地区、複合地区で提供される指導力育成の機会についてゾーン内のライオンズに知らせ、指導力育成の取り組み支援において積極的役割を果たす。
- (i) 少なくとも、リジョン内のクラブに割り当てられた数の代議員全員を国際大会及び地区（準及び複合）大会に派遣して、大会参加を促進する。
- (j) 地区ガバナーに委任された場合には、クラブを公式訪問してチャーターナイトや例会に出席する。
- (k) その他、地区ガバナーがその時々要求する任務を果たす。

更に、リジョン・チェアパーソンは、「リジョン・チェアパーソン・マニュアル」及びその他を通して国際理事会が要求する他の任務を遂行する。

第6項。ゾーン・チェアパーソン。地区ガバナー及び（又は）リジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 協会の目的を推進する。
- (b) ゾーン内で組織される地区ガバナー諮問委員会の委員長を務め、同委員会々議で議長を務める。

- (c) 地区GMTコーディネーター、GLTコーディネーター、及び地区ガバナー・チームを特別ゲストとして地区ガバナー諮問委員会会議に招き、会員増強及び指導力育成のニーズについて、さらに各チーム及び地区ガバナー・チームがゾーン内の会員増強及び指導力育成をいかに支援できるかについて討議するよう努める。
- (d) 地区ガバナー諮問委員会会議の報告書を作成し、会議後5日以内にライオンズクラブ国際協会、地区ガバナー、地区GMTコーディネーター、地区GLTコーディネーター、並びにリジョン・チェアパーソンに送付する。
- (e) ゾーン内のクラブにクラブ向上プロセス（CEP）を推進し、ゾーンでのプログラム実施に向けて地区GMTコーディネーター、地区GLTコーディネーター、及び地区ガバナー・チームと協力する。
- (f) 地区GMTコーディネーターと連携し、新クラブ結成に積極的な役割を果たすと共に、ゾーン内全クラブの運営及び活動状況について精通する。
- (g) 地区GLTコーディネーターと連携し、ゾーン、地区、複合地区で提供される指導力育成の機会についてゾーン内のライオンズに知らせ、指導力育成の取り組み支援において積極的役割を果たす。
- (h) 地区、複合地区協議会議長、国際協会との間に生じた問題に関して、ゾーン内の各クラブを代表する。
- (i) ゾーン内における地区、複合地区、国際協会の事業の進展状況を監督する。
- (j) ゾーン内のすべてのクラブがそれぞれ正式に採用したクラブ会則及び付則に従って運営されるよう、努力する。
- (k) 少なくとも、ゾーン内のクラブに割り当てられた数の代議員全員を国際大会及び地区（準及び複合）大会に派遣して、大会参加を促進する。
- (l) 任期中に少なくとも1回ずつ、ゾーン内各クラブの例会に出席し、特に弱体クラブに関して、リジョン・チェアパーソンに報告をする。（地区ガバナーに写しを送る）
- (m) 国際理事会の指示により要求されるその他の任務を遂行する。

第7項。地区ガバナー・キャビネット。地区ガバナー・キャビネットは、次の任務を果たす。

- (a) 地区ガバナーがその任務を遂行し、準地区内のライオニズム高揚のために運営計画及び方針を策定するに当たって、ガバナーを補佐する。
- (b) クラブおよびゾーンに関する報告と勧告を、リジョン・チェアパーソン又は任務を割り当てられた他のキャビネット構成員から受け取る。
- (c) キャビネット会計による会費徴収を監督し、その資金の貯蓄機関を指定し、地区運營業務に係る妥当なすべての経費支払いを承認する。
- (d) キャビネット幹事及び会計の保証金額を定め、その保証金を出す会社を確保して承認する。
- (e) 年に2回又は更に頻繁に、キャビネット幹事及びキャビネット会計（又は、幹事兼会計）から準地区の財務報告書を受け取る。

- (f) キャビネット幹事、キャビネット会計、又は、キャビネット幹事兼会計の記録及び帳簿の監査手配をし、地区ガバナーの承認を受けて、会計年度中に開かれるキャビネット会議の具体的な日時及び場所を定める。

第8項。守衛官。守衛官は、各大会及び会合において秩序と品位を保ち、最新版ロバート議事規則で定められている守衛官のその他の任務を遂行する。

#### 第4条 地区委員会

第1項。地区ガバナー諮問委員会。各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会后90日以内に第1回会議を開き、第2回会議は11月に、第3回会議は2月又は3月に、第4回会議は複合地区大会の約30日前に開く。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオニズム及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。

第2項。地区ガバナー名誉委員会。地区ガバナーは準地区内クラブのグッドスタンディングの会員である元国際役員から成る地区ガバナー名誉委員会を設けることができる。この委員会は、地区ガバナーが招集する時に会議を開く。地区ガバナー名誉委員会は、地区ガバナーの指示に従って、地区内の調和を推進する。本委員会の委員長は、地区ガバナーの要請があれば、キャビネット会議に出席する。

第3項。地区キャビネットの委員会。地区ガバナーが地区の効果的な運営に必要なかつ適切と判断した場合には、その他の委員会及び（又は）委員長を設置し、任命することができる。このような委員会の委員長は、地区キャビネットの投票権のない構成員とみなされる。

#### 第5条 会議

第1項。地区キャビネット会議。

- (a) 定例会議。キャビネットの定例会議は四半期ごとに1回ずつ開かれるものとし、第1回会議は、国際大会閉会后30日以内に開かれる。キャビネット幹事は、地区ガバナーが定める日時及び場所を明示した会議の案内を、会議の10日前までに、文書で各キャビネット構成員に送らなければならない。



- (b) 特別会議。地区ガバナーは、自分の判断で特別会議を招集することができる。又、過半数のキャビネット構成員の文書による要求が地区ガバナー又はキャビネット幹事に提出された場合、地区ガバナーは特別会議を開かなければならない。キャビネット幹事は、その会議の目的と、地区ガバナーが定める開催日時及び場所を明示した会議の案内を、会議前の5日から20日の間に、文書（手紙、電子メール、ファックス、電報を含む）で各キャビネット構成員に送らなければならない。
- (c) 定足数。キャビネット構成員の過半数の出席をもってキャビネット会議の定足数に達したとみなされる。
- (d) 投票。地区キャビネット構成員全員に投票権が与えられる。

第2項。代替会議形式。地区キャビネットの定例会議又は特別会議は、地区ガバナーが決定した場合、電話会議及び/またはウェブ会議などの代替会議形式により開催することができる。

第3項。郵便による業務処理。地区キャビネットは、郵便（文書、電子メール、ファックス、電報を含む）により業務処理を行うことができる。ただし、全キャビネット構成員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為はいかなるものも有効とはならない。このような行為は、地区ガバナーまたは地区役員のいずれか3人により提議することができる。

第4項。リジョン及びゾーン。

- (a) 構成。国際協会のために最善であると地区ガバナーが判断した場合、地区ガバナーの決断のみによって、リジョン及びゾーンを変更することができる。地区は、16以下及び10以上のクラブを持つリジョンに分ける。各リジョンは、クラブの地理的位置を十分考慮して、8以下及び4以上のクラブを持つゾーンに分ける。
- (b) リジョン会議。リジョン内の全クラブ代表者の会議は、リジョン・チェアパーソン(地区ガバナー任期中に活用された場合)、又は地区ガバナーが指名する他の地区キャビネット構成員を議長として、各リジョン・チェアパーソンが定める日時及び場所で会計年度内に開かれる。
- (c) ゾーン会議。ゾーン内の全クラブ代表者の会議は、ゾーン・チェアパーソンを議長として、会計年度中ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所で会計年度内に開かれる。

## 第6条 地区大会

第1項。大会開催地の選択。地区ガバナーは、次の年次大会招致を希望する場所から文書による招致の希望を受け付ける。その文書には地区ガバナーが要求する情報が記され、

その大会開催地を票決する大会開会日の30日前までに、地区ガバナーに提出されていなければならない。入札に関する調査の方法、入札の申し出を大会に提出する方法、入札を承認できないか入札がない場合にとるべき措置などについては、地区ガバナーが決定する。<sup>13</sup>

**第2項。公式通達。**地区ガバナーは、決定している年次地区大会開催日の30日60日前までに、書面または電子的手段により、すべてのクラブに対してその大会の開催場所及び日時が明記された文書による年次地区大会公式通達を交付しなければならない。

**第3項。開催地の変更。**地区キャビネットは、正当な理由があれば以前に選ばれた前回の地区大会で決まった大会開催地をいつでも変更する権限を持つ。ただし、大会開催地は地区内になければならない。地区、地区役員、地区キャビネットのいかなる構成員も、地区内のクラブ又はクラブ会員に対して、その変更に関するいかなる責任も問われない。大会開会日の60日30日前までに、文書による開催地変更の通知が地区内の各クラブに送付されなければならない<sup>14</sup>。

**第4項。役員。**地区キャビネット構成員は、地区年次大会の役員となる。

**第5項。守衛官。**大会の守衛官及び必要な場合その助手は、地区ガバナーにより任命される。

**第6項。公式報告。**キャビネット幹事は、各単一及び準地区大会閉会后60日15日以内に、完全な大会議事録をライオンズクラブ国際協会に提出し、地区内のクラブから文書で要請があった場合には、そのクラブにこれを交付しなければならない。

**第7項。資格証明委員会。**地区大会の資格証明委員会は、地区ガバナーを委員長とし、キャビネット幹事兼会計のほか、地区ガバナーによって任命される、地区役員ではない2人の委員で構成される。委員は地区内の異なるグッドスタンディング・ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員とし、任命を受けている期間中は、選挙または任命のいずれの方法で役職についたかにかかわらず、地区または国際協会のいかなる役員であつてもならない。資格証明委員会は、最新版ロバート議事規則で定められている権限を持ちその任務を遂行する。

<sup>13</sup> 地区会則及び付則改正により別の制約がない限り、地区の地理的領域外で地区大会を開催することへの制約はない。

<sup>14</sup> 地区キャビネットのコントロール制御の及ばない特別な状況下においては、地区は、地区大会が開催される施設等を変更することができる。

第8項。大会議事次第。地区ガバナーが地区大会の議事次第を取り決める。それが、会期の全ての行事日程となる。

第9項。各種地区大会委員会。地区ガバナーは、次のような地区大会委員会を任命し、委員長を指名し、欠員を補充する。決議委員会、選挙委員会、会則及び付則委員会、規則委員会、国際大会委員会。各リジョン（設置されている場合）からは、少なくとも1人の会員を各委員会に入れる。これらの委員会は、地区ガバナーが定める任務を遂行する。

## 第7条 地区資金

第1項。大会費。地区大会の登録料の代わりに、或いはこれに加えて、地区内各クラブの各会員は、年額〇〇円の地区大会費を支払うものとし、新しく結成又は再編成されたクラブを除いて各クラブは、これを次の方法で半期ごとに前納する。7月1日から12月31日までの半期分大会費1人〇〇円を毎年9月10日に、1月1日から6月30日までの半期分大会費1人〇〇円を毎年3月10日に支払う。請求はそれぞれ9月1日及び3月1日現在のクラブ会員数に基づいて行われる。会計年度中に新しく結成されたクラブ又は再編成されたクラブは、その会計年度の大会費を、結成月の翌月1日から月割り計算して徴収し、支払う。

キャビネット幹事又はキャビネット会計（あるいは幹事兼会計）がこの大会費を各クラブに請求し、徴収した上で、徴収した資金を地区ガバナーが定めた銀行又はその他の貯蓄機関に、他の資金と切り放して預金する。こうして徴収された資金は、地区大会用のみに使用される。大会経費は、キャビネット会計が署名し、地区ガバナーが連署した小切手をもって支払われる。

第2項。残った資金。その年度の大会経費をすべて支払った後に残った資金は、いかなる会計年度においても、大会基金にそのまま残され、次の会計年度の収入として扱われ、その年の大会経費支払いに使われる。

第3項。代金の徴収。大会の際の食事、余興などの実費を支払うため、地区ガバナーが定めた方法により、各代議員、補欠、その他の大会参加者から地区ガバナーが定めた代金を徴収することができる。

## 第8条 地区運営資金

第1項。地区収入。承認された地区の事業に充てる収入を得るため、また地区運営費用の支払いに充てるため、地区内の各クラブの各会員は、年間〇〇円の地区会費を納入するものとし、各クラブはこれを次の方法で半期ごとに前納する。7月1日から12月31日までの半期分地区運営費1人〇〇円を9月10日に、1月1日から6月30日までの半期分地区運営費1人〇〇円を3月10日に支払う。請求はそれぞれ7月1日及び1月1日のクラブ会員数に基づいて行われる。地区内の各クラブはこの地区運営費を、キャビネット幹事又はキャビネット会計（もしくは幹事兼会計）に支払う。ただし、新しく結成されたクラブ又は再編成されたクラブは、地区運営費を結成又は再編成の翌月1日から月割り計算した金額を支払う。この地区運営費は地区運営の費用にのみ充てられ、地区ガバナーのキャビネットの承認によってのみ支払われる。地区運営経費は、キャビネット会計が署名し、地区ガバナーが連署した小切手をもって支払われる。

第2項。残った資金。その年度の地区運営経費をすべて支払った後に残った資金は、いかなる会計年度においても、地区運営基金にそのまま残され、次の会計年度の収入として扱われ、その年の地区運営経費支払いに使われる。

## 第9条 その他

第1項。地区ガバナー経費 - 国際大会。地区ガバナーの国際大会参加の費用は地区運営費とみなされ、その費用は、ライオンズクラブ国際協会の一般経費払戻し方針と同じ基準に基づいて地区が支払うものとする。

第2項。財政上の債務。地区ガバナー及びキャビネットは、いかなる会計年度にも、予算超過あるいは赤字を引き起こす債務を負ってはならない。

第3項。キャビネット幹事兼会計の保証金。キャビネット幹事兼会計及び署名の権限を与えられた者は、地区ガバナーのキャビネットによって承認された額を保証金として積むものとし、そのためにかかる費用は運営費から出す。

第4項。帳簿の会計監査又は検査。地区ガバナーのキャビネットは、毎年1回あるいは更に頻繁に、キャビネット幹事及びキャビネット会計（あるいは幹事兼会計）の各種記録及び帳簿の監査又は検査を手配する。

第5項。報酬。キャビネット幹事及びキャビネット会計（あるいは幹事兼会計）を除くいかなる役員も、役員として行った本地区への奉仕に対して、報酬を受けてはならない。キャビネット幹事及びキャビネット会計（あるいは幹事兼会計）に報酬を与える場合には、理事会が定める。

第6項。会計年度。本地区の会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

第7項。議事規則。本会則及び付則で別に定められているか、会合のために採用された議事規則で定められている場合を除いて、地区の会合又は大会、地区キャビネット会議、リジョン会議、ゾーン会議、クラブ例会、あるいはその他のいかなるグループ又は委員会の会合における会議進行に関するいかなる疑問も、最新版ロバート議事規則に従って処理される。

## 第10条 改正

第1項。改正手順。地区大会において、地区大会の会則及び付則委員会が改正案を提案し、投票者の過半数の賛成投票があった場合にのみ、本付則は改正される。

第2項。自動更新。国際大会において国際会則及び付則の改正が可決され、本地区会則及び付則に影響を及ぼすものがある場合には、大会閉会時に本地区会則及び付則は自動的に更新される。

第3項。通知。年次大会開会日の30日前までに改正案が文書で各クラブに送付され、それが投票に付される旨の通知が行われなければ、改正案は提出されず、投票も行われな

第4項。発効日。改正案に特に条件が付いていない限り、改正は、それが採択された大会の閉会時から有効となる。

## 別紙A

### 開催手順見本

本開催手順見本はあくまで指針であり、地区キャビネットが変更を加えた上で大会の代議員が採択することができる。<sup>15</sup>

### 〇〇地区大会

第1。地区ガバナーが、地区大会の議事進行次第を定めるものとする。登録及び資格証明の受付時間は変えることができないが、それ以外の公表済み議事進行次第については、定足数を満たしているどの会議でも、資格証明済み代議員の4分の3が同意すれば、変えることができる。いかなる会合においても、資格を証明された代議員の過半数をもって定足数が満たされたものとする。

#### 第2。

ライオンズクラブ国際会則及び付則、〇〇地区会則及び付則、国の慣例又は習わし、あるいはここにある規則で定められている場合を除き、議事の進行及び手順はすべて、最新版ロバート議事規則に従うものとする。

#### 第3。

- (a) 資格証明委員会は、委員長を務める地区ガバナー、キャビネット幹事及び(兼)会計、並びに地区ガバナーが任命する2人の地区役員以外の者で、構成される。ただし、地区ガバナーは、委員会の他のメンバーを委員長として指名することができる。資格証明委員会の主な責任は、クラブ代議員の資格を検証することである。この責任を遂行するにあたり、資格証明委員会は、国の慣例や習わしで決まっているか、最新版ロバート議事規則に設けられている権限をもち、それに従って任務を果たすものとする。
- (b) 代議員の登録及び資格証明受付は、〇〇月〇〇日の〇〇時から〇〇時までである。
- (c) 資格が証明された代議員の数は、資格証明の受付締切り後、及び投票開始前に、大会で発表されるものとする。

#### 第4。

- (a) 別に規定が設けられていない限り、大会開会日の60日前に地区ガバナーは、3人以上で5人以下のメンバーから成る指名委員会を任命し委員長を指名する。選挙に先立つ30日以内、指名推薦された各候補者の資格、並びに候補者の資格に関する規則を考察することが、指名委員会の責任である。

<sup>15</sup> これらの手順は最低条件である。地区は、順守が義務付けられる規則に抵触しない限りにおいて、追加の規則を加えることができる。

- (b) 指名委員会が最終報告をする前であればいつでも、候補者は立候補を取り下げることができる。

#### 第5. 代議員及び補欠代議員の交代。

- (a) すでに資格証明を済ませた代議員及び(又は)補欠代議員の交代のためには、交代する者は、自分に交付された資格証明書の写しを、交代する相手の会員に譲らなければならないクラブの2人の役員が署名した資格証明書を提示して、交代する者に補欠代議員となる資格があることを証明しなければならない。
- (b) 正式に資格が証明された補欠代議員は、正式に資格が証明された同じクラブの代議員に代わり、投票当日に、自分の補欠代議員資格証明書の写しと、手続済の代議員資格証明書とを投票所係員に提示して、投票用紙をもらい投票することができる。その際、投票所係員は、そのクラブの代議員に交代があった旨、資格証明記録簿に必要事項を書き記す。資格証明を受けなかった補欠代議員は、資格証明済の代議員あるいは資格証明を受けなかった代議員のいずれとも、交代することはできない。

#### 第6.

大会で選ばれる地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、その他役員候補者推薦又は支持の演説は、候補者1人につき〇〇分を超えないものとする。

#### 第7.

- (a) 大会に先立ち、地区ガバナーは3人のメンバーから成る選挙委員会を任命し委員長を指名する。正式に推薦された各候補者には、オブザーバーを1人、自分の所属クラブから選んで指名することができる。オブザーバーは選挙手順だけを監督することができ、委員会が下す決定には直接関与することはできない。
- (b) 選挙委員会は、選挙資料の作成、投票数集計、個々の投票が有効か否かの問題解決に責任を持つ。委員会の決定が最終的な決定として拘束力をもつものとする。
- (c) 選挙委員会は、選挙の日時及び場所、候補者別の得票数、並びに委員会の各メンバー及びオブザーバーの署名が含まれた選挙結果に関する総括的報告書を作成しなければならない。地区ガバナー、協議会議長、並びに候補者全員がこの委員会報告書を受け取る。

#### 第8. 投票。

- (a) 投票は、あらかじめ定められた場所と時間に行われる。投票用紙を確保するために、代議員は自分の資格証明書を
- (b) 投票所係員に提示して確認してもらう。確認されたら、代議員に投票用紙が交付される。
- (c) 投票者は、適切な箇所に印をつけて自分が選ぶ候補者に対して投票する。投票が有効なもののみみなされるためには、正しい箇所に印がつけられなければならない。

選出される役員に関して、指定数以上の候補者に対する票が投じられている場合には、投票用紙のその箇所は無効となる。

- (d) 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、及び第二副地区ガバナーの選出には、過半数の投票を必要とする。過半数とは白紙及び欠席を除いた有効投票総数の半分以上を上回る数と定義される。地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙において過半数の得票がなかった場合には、空席が生じるものとし、国際付則第9条6項(d)が適用されなければならない。
- (e) その他のいかなる候補者も、当選するには過半数の得票が必要である。いずれか1人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には、本項で説明されている手順に沿って、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票が行われる。



## 別紙B

### 開催手順

#### 地区ガバナーとして任命されるライオンを推薦するための特別会議

第1。地区ガバナー職に空席が生じた場合には、国際本部からの通知を受け次第、前地区ガバナー、又は前地区ガバナーにこの任務遂行が不可能な場合には最も近年に役を務め、この任務遂行が可能である元地区ガバナーが、国際理事会の任命を受けるライオンの推薦を目的に、~~地区ガバナー~~、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、幹事及び会計又は幹事兼会計のほか、その地区内においてグッドスタンディングの正クラブのグッドスタンディングの会員である元国際会長、元国際理事、元地区ガバナーの全員の会議を開く責任を持つ。

第2。通知を受けてから15日以内という規定に沿って会議を開けるよう、できるだけ早く、文書による会議通知を送らなければならない。会議の議長として前地区ガバナーが開催地と開催日時を決める権限を持つが、中央に位置する開催地を選ぶよう全力を尽くし、15日という限度以内で都合の良い日時に会議を予定するべきである。

第3。議長は、文書による出席者名簿を作る。

第4。出席する権利のあるライオンズは、自分が選びたい人をそれぞれ1人、席上で指名推薦することができる。

第5。推薦された人は、それぞれ1人だけの支持者に長さ3分以内の支持演説をしてもらうことができ、更に5分間、自分で演説をすることができる。演説をする機会がどの被推薦者にも与えられた後、議長は推薦締切りを宣言する。推薦締切り後には、いかなる推薦も受け付けることはできない。

第6。投票。

- (a) 推薦締切りの直後に、投票を行う。
- (b) 出席者の過半数が他の投票方法を選ばない限り、投票は、投票用紙を使って行う。
- (c) 出席者は、選びたい人の氏名を記入して投票する。1人を超えた人数の候補者名が記入された投票用紙は無効になる。
- (d) 地区ガバナーとして任命される人を推薦するには、過半数の票数が必要である。いずれか1人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には1人の候補者が単純多数の票を獲得するまで、本第6項で説明されている通りに投票を繰り返す。

第7. 議長は会議終了後、ただしいかなる場合にも会議終了後7日以内に、会議の通知送付と出席状況の証拠と共に、文書による投票の結果を国際本部に送る。

第8. 国際理事会は、特別会議で決まった推薦を国際付則第9条6項 (a) 及び (d) に従って検討するが、この推薦には拘束されない。国際理事会には、(残る) 任期を務める地区ガバナーとして、推薦された人を任命するか、あるいは他のクラブ会員を任命する権利がある。

## 手順要約

### 地区ガバナーとして任命されるライオンを推薦するための特別会議

1. 国際本部が、地区ガバナーとして任命を受けるライオンを推薦するために特別会議を開くよう、地区に通知した。
2. 前地区ガバナーが、特別会議開催の通知書を用意する。地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、幹事及び会計又は幹事兼会計のほか、地区内正クラブのグッドスタンディングの会員である元国際会長、元国際理事、元地区ガバナーの全員に、この通知書を送る。通知書には会議開催の日時と場所が記記載されていなければならない。
3. 議長は、会議の出席者名簿を作る。
4. 出席者が席上で、指名推薦をする。推薦された人は、それぞれ5分間演説することができ、更に3分間、支持演説をしてもらうことができる。
5. 指名推薦締切り直後に、投票を始める。出席者の過半数が他の投票方法を選ばない限り、投票は、投票用紙を使って行う。
6. 推薦のためには、出席して投票した人の過半数の票数が必要である。いずれか1人の候補者が単純多数の票を得なかった場合には、本手順に従って投票を繰り返す。
7. 議長は会議終了後、投票の結果を国際本部に知らせる。

## 別紙C

### 開催手順

#### 第一又は第二副地区ガバナーとして任命されるライオンを推薦するための特別会議

第1。第一又は第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、国際会則及び付則に沿った現存のキャビネット構成員並びに地区内の正ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際役員全員の会議を、地区ガバナーが召集する責任を持つ。残る任期の第一又は第二副地区ガバナーとして有資格のクラブ会員を任命することが、この会議出席者の義務である。

第2。空席を補充するに当たり、この会議に出席するよう案内状を出すのは、地区ガバナー、あるいは地区ガバナーにこの任務遂行が不可能な場合には、それが可能な最も近年の元地区ガバナー議長の義務であり、会議の議長を務めるのも同人物の責任である。会議の議長として地区ガバナーが開催地と開催日時を決める権限を持つが、最善を尽くして中央的な開催地を選び、都合の良い日時に会議を予定するべきである。

第3。地区ガバナーは、文書による出席者名簿を作る。

第4。出席する権利のあるライオンズは、自分が選びたい人をそれぞれ1人、席上で指名推薦することができる。

第5。推薦された人は、それぞれ1人だけの支持者に長さ3分以内の支持演説をしてもらうことができ、更に5分間、自分で演説をすることができる。演説をする機会がどの被推薦者にも与えられた後、議長は推薦締切りを宣言する。推薦締切り後には、いかなる推薦も受け付けることはできない。

#### 第6。投票。

- (a) 推薦締切りの直後に、投票を行う。
- (b) 出席者の過半数が他の投票方法を選ばない限り、投票は、投票用紙を使って行う。
- (c) 出席者は、選びたい人の氏名を記入して投票する。1人を超えた人数の候補者名が記入された投票用紙は無効になる。
- (d) 地区ガバナーとして任命される人を推薦するには、過半数の票数が必要である。いずれか1人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には1人の候補者が単純多数の票を獲得するまで、本第6項で説明されている通りに投票を繰り返す。

第7。議長は会議終了後、ただしいかなる場合にも会議終了後7日以内に、会議の通知送付と出席状況の証拠と共に、文書による投票の結果を国際本部に送る。

## 別紙D

### 指名委員会チェックリスト 地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： \_\_\_\_\_

候補者の所属ライオンズクラブ名： \_\_\_\_\_

指名委員会の会議開催日： \_\_\_\_\_

投票日： \_\_\_\_\_

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- ・ 候補者は所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブ\*におけるグッドスタンディングの正会員である。
- ・ 候補者は所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- ・ 候補者は現在、本地区の第一副地区ガバナーを務めている。

万一現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合、あるいは地区大会開催時に第一副地区ガバナー職が空席である場合、候補者は第二副地区ガバナー職に関する以下の要件を満たしている。

- ・ クラブ会長： \_\_\_\_\_ 務めた年度 \_\_\_\_\_
- ・ クラブ理事会 \_\_\_\_\_ 務めた年度 (2年間) \_\_\_\_\_
- ・ ~~クラブ理事会 \_\_\_\_\_ 務めた年度 \_\_\_\_\_~~
- ・ 地区キャビネット (一つに印をつける)
  - ・ ~~ゾーン又はリジョン・チェアパーソン \_\_\_\_\_ 務めた年度 \_\_\_\_\_~~
  - ・ キャビネット幹事及び/又は会計 \_\_\_\_\_ 務めた年度 \_\_\_\_\_
- ・ 上記に加え、更にもう1年地区キャビネット構成員を務めた。  
務めた役職： \_\_\_\_\_ 務めた年度 \_\_\_\_\_
- ・ ~~上記のいずれも、同時に達成させることはできない。~~

\*所属クラブに滞納金がある場合には、投票日に先立つ5月15日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第4項に従い地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

指名委員会委員長

日付

指名委員会メンバー

日付

## 別紙E

### 指名委員会チェックリスト 第一副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： \_\_\_\_\_

候補者の所属ライオンズクラブ名： \_\_\_\_\_

指名委員会の会議開催日： \_\_\_\_\_

投票日： \_\_\_\_\_

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- ・ 候補者は所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブ\*におけるグッドスタンディングの正会員である。
- ・ 候補者は所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- ・ 候補者は現在、本地区の第二副地区ガバナーを務めている。

又は万一、現第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、もしくは地区大会開催時に第二副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、候補者は第二副地区ガバナー職に関する以下の要件を満たしている。

- ・ クラブ会長： 務めた年度 \_\_\_\_\_
- ・ クラブ理事会 務めた年度(2年間) \_\_\_\_\_
- ・ ~~クラブ理事会~~ 務めた年度 \_\_\_\_\_
- ・ 地区キャビネット（一つに印をつける）
  - ・ ゾーン又はリジョン・チェアパーソン 務めた年度 \_\_\_\_\_
- ・ キャビネット幹事及び/又は会計 務めた年度 \_\_\_\_\_
- ・ 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

\*所属クラブに滞納金がある場合には、投票日に先立つ5月15日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第6項(b)に従い第一副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

|          |    |
|----------|----|
| 指名委員会委員長 | 日付 |
|----------|----|

|           |    |
|-----------|----|
| 指名委員会メンバー | 日付 |
|-----------|----|



別紙F

指名委員会チェックリスト  
第二副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： \_\_\_\_\_

候補者の所属ライオンズクラブ名： \_\_\_\_\_

指名委員会の会議開催日： \_\_\_\_\_

投票日： \_\_\_\_\_

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- ・ 候補者は所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブ\*におけるグッドスタンディングの正会員である。
- ・ 候補者は所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
  - ・ クラブ会長： \_\_\_\_\_ 務めた年度 \_\_\_\_\_
  - ・ クラブ理事会 \_\_\_\_\_ 務めた年度 (2年間) \_\_\_\_\_
  - ・ ~~クラブ理事会~~ \_\_\_\_\_ 務めた年度 \_\_\_\_\_
  - ・ 地区キャビネット（一つに印をつける）
    - ・ ゾーン又はリジョン・チェアパーソン \_\_\_\_\_ 務めた年度 \_\_\_\_\_
    - ・ キャビネット幹事及び/又は会計 \_\_\_\_\_ 務めた年度 \_\_\_\_\_
- ・ 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

\*所属クラブに滞納金がある場合には、投票日に先立つ5月15日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第6項(c)に従い第二副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

指名委員会委員長 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

指名委員会メンバー \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

## 別紙G

### 標準投票用紙 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙

#### 見本1：候補者が二人いる一人を超える場合の投票用紙

投票方法：投票したい候補者名の横にある投票欄に(印)適切な記号<sup>16</sup>をつけることにより自分の意思を明確に示してください。

| 役職        | 氏名    | 投票欄 |
|-----------|-------|-----|
| 第一副地区ガバナー |       |     |
|           | 候補者 A | ⊖   |
|           | 候補者 B |     |

#### 見本2：候補者が一人しかいない場合の投票用紙

投票方法：候補者に対し賛成か反対のいずれかの欄に(印)適切な記号<sup>17</sup>をつけることにより、自分の意思を明確に示してください。

| 役職     | 氏名    | 賛成 | 反対 |
|--------|-------|----|----|
| 地区ガバナー |       |    |    |
|        | 候補者 A | ⊖  |    |

#### 見本3：候補者が三人以上の二人を超える場合の投票用紙

(注：一人を超える候補者がいる場合には複数の選択肢があります。時間に余裕がある場合には、投票者に、投票したい候補者名の横に印をつけてもらうことができます。いずれの候補者も過半数の票を得なかった場合には、得票数が最少だった候補者の氏名が投票用紙から除外され、再度投票が行われます(投票用紙は、上記の見本1のようなものとなります)。1名の候補者が必要な投票数を獲得するまでこのプロセスが続けられます。ほとんどの地区ではこのよう

<sup>15</sup> 地区は、投票に用いられるべき適切な印記号(×印、○印、—・印等)、又は全投票者に対し提供される承認済みのスタンプについて、指示する必要があることにご留意ください。

<sup>16</sup> 地区は、投票に用いられるべき適切な印記号(×印、○印、—・印等)、又は全投票者に対し提供される承認済みのスタンプについて、指示する必要があることにご留意ください。更に、当選とみなされるには候補者は過半数の賛成票を獲得しなければなりません。賛成投票と反対投票が同数の場合、候補者は当選に必要な投票数を獲得しなかったとみなされ、その結果役職に空席が生じることになります。

な時間のかかる方法をとる余裕がないことから、優先順位投票という方法を用いれば、1回の投票で選挙を完了させることが可能となります。下記は、優先順位投票用紙の見本です。)

投票方法：投票者が選びたい順序で各候補者の氏名の横に番号（1, 2, 3, 4…）を明確に記入することにより、候補者に関する優先順位（すなわち、最も望ましい候補者に「1」を付け、その次に望ましい候補者に「2」をつけるなど）を付けます。

| 役職        | 氏名    | 選択順位 |
|-----------|-------|------|
| 第二副地区ガバナー |       |      |
|           | 候補者 A | 4    |
|           | 候補者 B | 2    |
|           | 候補者 C | 1    |
|           | 候補者 D | 3    |

### 優先順位をつけることにより投票する際のルール

1. 優先順位投票用紙（選挙の対象となる各役職について）に、投票者は、すべての候補者について自分の選択順を表示するよう求められます。つまり、自分が一番目に選択する候補者の横に「1」と数字を書き入れ、二番目に選択する候補者の横には「2」と記入するというように、投票対象の候補者全員に対し優先順位を付けます。
2. 票の集計に際しては、まず投票用紙を、各候補者を第一候補として指名する束に分けます。
3. 次に各候補者に分配された投票用紙の数が、投票集計係による報告用に記録されます。投票用紙の各束には候補者の名前を表記し、下記の手順によって候補者1人が残るまで、集計過程を通じて同じ名前のままで維持されます。
4. 半数を超える投票用紙が一人の候補者を第一候補として示している場合には、その候補者が通常の過半数を得票したものとみなされ、当選します。過半数得票者がいない場合には、下記の手順で、一人の候補者が選ばれるまで、得票数が最も少なかった者から順に除外されます。
  - a. 最も少ない束、つまり、第一候補としての得票数が最も少なかった候補者の投票用紙が、その用紙に第二候補として記されている候補者名に準じて、残った候補者に分配されます。
  - b. 配分が終了したら、残った各候補者の得票数が、この場合も先と同様に記録されます。
  - c. 半数を超える投票用紙が一人の候補者に集まった場合には、その候補者が当選となります。当選者が出なかった場合には、同様に次の最少得票者が除外され、この候補者に投じられた投票用紙が、その用紙に第二候補として記されている候補

者名に準じて、残った候補者に再配分されます。ただし、前回の投票用紙配分の結果除外された候補者名が第二候補として記されている投票用紙については、第三候補として記されている候補者にその票を配分します。

- d. この場合も、残っている各候補者の得票数が記録されます。一人の候補者が過半数を得票し、それによって当選者が決定するまで、最少得票者の束を第二候補あるいは最も高い順位に指名された残りの候補者に再分配するという手順を、必要に応じて繰り返します。
  - e. すべての候補者を列記し、投票用紙が配分されるごとに各候補者が得た票数を記録した表が、投票集計係の報告書となります。
5. 投票集計のいかなる段階においても、一人もしくはそれ以上の候補者名に選択順位の番号がついていない投票用紙が出てきた場合で、番号のつけられた候補者が全員除外されている場合には、その投票用紙はいかなる候補者にも配分せず、無効としなければなりません。
  6. いかなる時点においても、二人以上の候補者が同数で最少得票者となった場合には、これらの候補者名は除外され、その投票用紙は1回にまとめて再配分されます。
  7. 当選者を決める得票数が同数の場合（候補者除外のプロセスが繰り返された上で二人又はそれ以上の同点得票者が残った場合）、第一候補として最も多数の票を得た候補者（初回の投票集計の記録に基づき）をその選挙の当選者とするべきです。

# ライオンズクラブ国際協会

## 道徳綱領

職業に対する不断の努力が正しく賞賛されるように心がけ、自己の職業の尊さを確信すること。

事業を成功させて、適正な報酬や利益は受けるべきであるが、自己の立場を不当に利用したり、人に疑われる行いをして自尊心を傷つけてまでも利益や成功を求めないこと。

事業を遂行するにあたっては、他人の事業を妨害しないように心がけ、顧客や取引先に誠実であり、自己にも忠実であること。

世人に対する自己の立場や行いに疑いが生じたときは、世人の立場に立って解決にあたること。

真の友情は損得の上に築かれるものでなく、心と心の触れ合いによるものであることを自覚し、手段としてではなく 目的として友情をもつこと。

国家および地域社会に対する公民の義務を忘れず、かわらぬ忠誠を言動にあらわし、すすんで時間と労力と資力をささげること。

不幸な人には同情を、弱い人には助力を、貧しい人には私財を惜しまないこと。

批判は謙虚に、賞賛は惜しみなく、建設を旨として破壊をさけること。